

第 10 回広陵町自治基本条例審議会の議事録要旨

審議会等の名称	第 10 回広陵町自治基本条例審議会
開催日時	令和 2 年 9 月 13 日（日）午後 1 時 30 分から午後 3 時 40 分まで
開催場所	広陵町総合保健福祉会館 4 階 大会議室
出席委員の氏名 及び人数	中川幾郎委員、清水裕子委員、東 秀行委員、藤田和郎委員、 北橋美弥子委員、岡橋秀典委員、河野伊津美委員、 森田隆夫委員、箆部 牧委員、新谷眞貴子委員 計 10 人
欠席委員の 氏名及び人数	久保知三委員、茶野武司委員、嶋中 章委員、高月光太朗委員 計 4 人
出席職員の 職・氏名及び人数	<事務局> 企画部長 奥田育裕、 企画政策課 課長 尾崎充康、課長補佐 芝 賢明、 主任 植村亮太、主事 平上詩織 計 5 人
公開・非公開の別	公開
非公開の理由	—
傍聴人の人数	0 人
議題 又は 協議事項	1 開会 2 会長あいさつ 3 説明及び審議

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治基本条例前文（案）の審議 ・ 自治基本条例逐条解説書素案の審議 <p>4 その他（今後のスケジュール等）</p> <p>5 閉会</p>
会議の記録（要旨）	
発言者	発言内容等
事務局	<p>○開会</p> <p>（資料の確認、欠席委員の紹介）</p>
会長	<p>○会長あいさつ</p> <p>今回で議論は大詰めとなる。皆さんの力を借りて建設的で前向きな議論をお願いしたい。「てにをは」などの細かい言い回しの部分については、事務局を信頼してもらいたい。それよりも条例の根幹に関わる部分を意見として出してもらいたい。</p>
事務局	<p>○説明及び審議（前文案及び逐条解説書素案の説明）</p> <p>（資料1-1及び資料2を基に前回いただいた意見・質問を基に、どのように加筆修正したか、また事前に意見カード（資料4）としていただいた意見も併せて説明）</p> <p>資料1-1において、前回からの修正分は赤字、意見カードによる意見に基づく修正は青字で修正している。</p>

<p>会長</p>	<p>※ 説明部分は省略。</p> <p>修正部分の説明についてはこれでいいと思う。審議しなければならない部分について意見をいただきたいと思う。</p> <p>【前文案】</p> <p>まずは、前文(P 8)の一段落目、最初の「広陵町は、奈良盆地の・・・」の前に、「わたしたちのまち」を入れるの意見については、入れるという事でよろしいか。個人的には出だしとしては良いと思うが。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>会長</p>	<p>次に、2段落目「一方で、社会構造及び～が問われています。」は、言葉が少ない。少子高齢化が進んでいる、コミュニティが弱っている等、内容を充実させて詳細に述べた方がいいのではないか、について。</p>
<p>委員</p>	<p>→この条例を作った狙いや意図を踏まえて入れて表現した方がいいと考えていたが、考えがまとまらなかったなので、皆さんの知恵を借りたい。</p>
<p>事務局</p>	<p>→前回、少子高齢化やIT化などが進んでいることを説明したが、端折って表現した。この課題は今であり、10年後はその課題はないのかもしれない、ということで(意味の)広く取れる表現とした。</p>
<p>委員</p>	<p>→その表現だと抽象的となり、背景や意味づけがコンパクト過ぎると感じた。私たちの自治をどうしていかなければならないか、という意</p>

<p>会長</p>	<p>識づけが分かるように表現してもらえれば。</p> <p>→入れたい項目は4つあると思う。1つ目は、住民自治が弱っているということ、2つ目は、税収減などにより行政的に財政が苦しくなってきたこと、3つ目は社会構造や社会システムという表現ではなく、もっと具体的に言えばいいのでは、ということ。</p> <p>これについては、後で議論する（後述）。</p>
<p>委員</p>	<p>・削除された「これまでの行政主導から」の部分について入れて、参画と協働の原則になると考えている。今までは行政がかなり主導的だったが、それを変えていくという意識を示そうというものなので、抜いてはいけないと思う。</p>
<p>事務局</p>	<p>→「これまでの行政主体の町政運営から」とした時に、(町民に)どのように捉えられるか。職員よりも委員の皆さんに聞きたい。</p>
<p>会長</p>	<p>→であれば、これを入れるのではなく、参画と協働をもっと強調すれば良いのではないか。「輝く未来に向かって、住民と行政の協働の～」とすればいかがか。(異議なし)</p>
<p>会長</p>	<p>・「輝く未来に向かって」の「輝く」といった言葉は不要では、という意見について。</p>
<p>事務局</p>	<p>→委員からいただいた意見を記載している。事務局では、将来的な目標、期待も込めて残しておくべきでは、と考える。</p>

委員	→明るい未来もあれば暗い未来もある、という考えで未来の良い方向性、ビジョンを表す意味でも残せたらと思う。(異議なし)
会長	→これらの点を踏まえて前文を事務局で再度修正し、後日皆さんに提示してもらう。
会長	・(2段落目の再議論) コロナ禍により税収も3割以上減少することも予想される。行政がすべてを行うことはできなくなってくる中で、変化をどのように記載するか。
会長	→一言で言えば「社会変化が激しくなっている」ことを記載、そして「社会構造及び社会システムの変化」が科学的であるため、少子高齢化や都市集中などが加速していることなど具体的に記載、また住民自治と団体自治をここで言及しておくべきである。この議論をもって、事務局で再度考えていただく。
委員	<p>【逐条解説書素案】</p> <p>・ P 1 2 の図 2 の中で「及び、その補助機関」というのは条文に出てこないが。</p>
事務局	→事務局などは現実的に即してここで「及び、その補助機関」というのを入れているが、ここにあえて記載する必要はないので、この部分と趣旨（第2号および第3号）について削除することとする。
委員	・ P 1 4 図 3 について、趣旨に書いてある「町議会」が抜けているの

<p>会長</p>	<p>では。</p> <p>→議会が主導することは、議会基本条例に言及されており、議会で考えるべきであるのでここに記載するのはふさわしくない。「ここでは特に町民と行政の協働について記載している」と強調して記載してはどうか。(異議なし)</p>
<p>委員</p>	<p>・住民・議会・行政の三者懇はできないのか。</p>
<p>会長</p>	<p>→三者が主体になって懇談することはできない。議会が主催で町長を招待するなどは可能。議会自らが改革しようとした自治体もあるが、一過性に終わったところもあり、継続性が難しい。</p>
<p>委員</p>	<p>・P3(1)基本理念では「安全かつ安心」、P15第3条では「安全に安心」とある。安全に安心では、危機管理が薄れるように思う。「安全で安心」ではないか。</p>
<p>会長</p>	<p>→「安全」は防災を前提に、「安心」は福祉を広げるという意味で密接不可分である。そのため、P3(1)基本理念、P15第3条第1号、P47第34条第1項については、統一して「安全かつ安心して」とする。(異議なし)</p>
<p>委員</p>	<p>・P27第13条第2項で「住民自治の<u>主体は</u>～多様な<u>主体を指す</u>」 というのは、文章上おかしくないか。</p>
<p>事務局</p>	<p>→条文で団体の事例を挙げ、最後に「参加する個人を指す」であれば、</p>

委員	<p>「主体は」がいないが、「多様な」を強調するために「多様な主体を指す」としている。(修正なし)</p> <p>・同ページで、地域自治団体（まちづくり協議会）のことは記載しないのか。</p>
事務局	<p>→「地域自治団体」として記載する（まちづくり協議会は、第16条以降に記載しているため）。</p>
委員	<p>・P32第18条の逐条解説（最終行）で、「～参加費や事業収入等で収益を上げるのは「当然のことで」、団体の職員～」とあるが、当然と記載するのはいかがか。</p>
NPO 政策研究所	<p>→許可制ではなく、収益をあげることに全く問題がないことを強調するために記載している。(修正なし)</p>
会長	<p>○感想</p> <p>これで前文や逐条解説書の大きな審議を終えることができたので、1年以上にわたってご審議いただいた皆さんから感想や今後の期待についての意見をいただきたいと思う。</p>
委員	<p>・内容が難しかったが、知恵が集まっていいものができたと思う。これから議会承認後、運用していくと思うが、各地域でまちづくり協議会の設立について動いていくことになると思う。</p>

<p>会長</p>	<p>その際、P 3 0 第 1 6 条第 2 項に「当該地域の全ての住民及び基礎的コミュニティ並びにその他の団体を構成員とする」とあるが、他の地域をみると、設立に賛同した住民だけであるというのものもあるのか。</p> <p>今後協議会の準備会を組織しなければならないと思うので参考となる地域を教えてください。</p> <p>→まちづくり協議会は条例規定となり、町長が認定する準公共団体の扱いとなるため、(自治会のような)任意団体ではない。そのため、すべての地域住民が構成員となる。</p>
<p>会長</p>	<p>参考となる地域だが、(近畿圏では)兵庫県朝来市(旧山東町与布土地域)、三重県名張市や滋賀県東近江市(旧蒲生町域)などがまちづくり協議会をうまく進めている。奈良県内では吉野町国栖地域。</p>
<p>委員</p>	<p>・今後、すべての町民に条例が施行されたことをどう伝えていくか。</p> <p>若い人はSNSなどがあるが、高齢者は広報で伝えても知らなかったということもあるはず。町民全員に伝えてほしい。広陵町に嫁いできた人から「広陵町には万葉集にうたわれている場所がある」と聞き、誇りを持って広陵町に住みたいと思った。</p>
<p>会長</p>	<p>→条例の実体化については、また議論していきたいと思う。ありとあらゆるチャンネルで呼びかけるべき。愛知県高浜市では、中年男性がボランティアで紙芝居を作成し、まちづくり協議会の紙芝居会をやっ</p>

委員	<p>ている。そうすると、子どもたちがごみを捨てる大人を見張っている。</p> <p>そういう土壌ができてきた。</p> <p>・ようやく一段落した。素案に関してはよりよいものになったと思う。</p> <p>周知の方法を子どもにも分かるように。当初、住民説明会を予定していたが、コロナ禍でどういうものにしていくか考えてもらえれば。条例に「文化財を大切に」といっている。これを機に史跡の看板をもっときれいにしてもらいたい。</p>
委員	<p>・勉強し、行政情報を知り、共有できたことが良かった。今後、審議会委員のほか、町民への周知、パブリックコメントなどどのようにしていくか。町民の自治意識が育つようになれば、と思う。</p>
委員	<p>・内容が難しかったが、真美一まちづくり連絡会では、この内容の具体的な話があり、課題について話し合っ解決することができた。自治体の困りごとをどうしていくかを話し合えた。条例制定を機にまちづくり協議会などについて良い話し合いができると思う。</p>
委員	<p>・勉強させてもらったが、ついていくので精いっぱいだった。これができた後、どれだけ地域に浸透していくのか、またどう広めていくのか。自分のアンテナも広げて町のことに参加していきたい。</p>
委員	<p>・行政のことはあまり知らないで、(条例などの)言い回しが分からなかった。いずれ真美一まちづくり連絡会は協議会にしたいと考えて</p>

委員	<p>いる。</p> <p>第23条に町職員のことが書いてあり、良いことが書いてあるので進めてもらいたい。条例ができあがってからスタートである。広陵町のまちづくり連絡会とも協議したいと思う。条例の推進会議をどう進めていくか。町民への周知徹底がこれからの課題だと思う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この町で生まれ育ってNPO活動を行ってきた。前文のように支え合い助け合うことがすごくあった。だからこの町に返していきたい。まちづくりは他人事と思っていたけど、新型コロナウイルスや災害などで「自分たちでなんとかしないと、守らないと！」となっている。自分たちでなんとかしないとどんどん町が弱くなっていくということをもっと知ってもらいたい。 <p>活動がストップしている。そんな中でお母さんから子育てで大変なのに「何かできませんか」という申し出もある。そういうことが大事で（こういった意識が）町民全員に広がっていけば。</p>
会長	<ul style="list-style-type: none"> ・出版物、統計の取り方など情報の共有原則は、ただ伝えるだけではダメだ、ということを職員研修していく必要がある。 <p>職員だけでなく、町民もすべて行政におしつけていなかったか、自分たちでできることがないか考えてもらいたい。</p>
副会長	<ul style="list-style-type: none"> ・他の自治体と比べると、広陵町は職員も自治会も前向きである。で

NPO 政策研究所	<p>も手を携えることが少なかったように思う。今回の条例でその土壌ができると思う。今後、委員の皆さんもできることを考えてもらいたいと思う。大学としても協力したい。</p> <p>逐条解説書をパッと見ると、目次がどこか分からない。そのため、目次を最初に持ってきてはどうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援業者として見ていると、若い職員が条文案のアイデアを出し合って議論していた。その職員たちを応援してほしいと思う。 ・条例は、家でいうと基礎。柱や部屋である中身はこれから皆さんでつくっていくもの。楽しみながらこの条例を活用してまちづくりを勧めてもらいたい。 <p>○その他（事務局連絡事項）</p>
事務局	<p>審議会委員から、詳細な予定を伝えてほしい、ということで、別紙のとおり案内した。</p> <p>（別紙「広陵町自治基本条例今後の流れ」参照）。</p>
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・条例施行前の住民説明会の予定についてはどう考えているか。
事務局	<p>→現状ではコロナ禍でもあるので、開催は厳しいと考えている。ただし、各団体への説明の要請があれば、出向いて説明したいと考えている。</p>
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・自治基本条例が（仮称）となっているのは議会へ出していないから

事務局	<p>か。</p> <p>→そのとおりである。他の自治体では、「自治基本条例」や「まちづくり基本条例」などがある。事務局も決めかねており、議論していただければ。</p>
委員	<p>→子どもたちや町民に分かりやすく、と考えると「まちづくり基本条例」だが。この段階で修正するとなると修正し忘れが怖い。</p>
会長	<p>→自治基本条例はそのままで愛称をつけるのもいいと思う。表題が変わったところで逐条解説書が変わるわけではない。</p> <p>(いづらか意見あり)</p> <p>→ここでは決まらなかったの、1月の審議会で決めることとする。</p> <p>(終了)</p>